

第 25 号議案

加東市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定の件

加東市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 4 年 3 月 1 日提出

加東市長 安 田 正 義

加東市条例第 号

加東市国民健康保険条例の一部を改正する条例

加東市国民健康保険条例（平成 18 年加東市条例第 126 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条を次のように改める。

（被保険者としない者）

第 4 条 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）の規定により児童福祉施設に入所している児童又は小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親に委託されている児童であつて、民法（明治 29 年法律第 89 号）の規定による扶養義務者のいないものは、被保険者としない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

第25号議案 要旨

加東市国民健康保険条例の一部改正（要旨）

1 改正理由

国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第6条第11号及び国民健康保険法施行規則（昭和33年厚生省令第53号）第1条第5号に基づき、適用除外する被保険者について条例で定める必要があるため、所要の改正を行うものである。

2 改正内容

国民健康保険の被保険者としなない者を定めること。（第4条関係）

3 市民負担への影響

国民健康保険の適用除外を受けた場合でも、児童福祉法（昭和22年法律第164号）により公費で医療扶助を受けることができるため、市民負担への影響はない。

4 施行期日 公布の日

新 旧 対 照 表

現 行	改 正 案
<p>第4条 削除</p>	<p><u>(被保険者とししない者)</u> 第4条 <u>児童福祉法（昭和22年法律第164号）の規定により児童福祉施設に入所している児童又は小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親に委託されている児童であつて、民法（明治29年法律第89号）の規定による扶養義務者のいないものは、被保険者とししない。</u></p>